

イデア FC 真岡 規約

[名称]

第 1 条 クラブの名称は、イデア FC 真岡（以下「クラブ」と呼ぶ）と称する。

[所在]

第 2 条 クラブは、栃木県真岡市に主たる事務所を置く。

[目的]

第 3 条 このクラブは小学生年代から高校年代までの幅広い年齢層に対して、また男女の差を設けることなく、適切なサッカー環境を提供するとともに、クラブが所在する地域のスポーツの振興発展に寄与することを目的とする。

[運営]

第 4 条 本クラブの運営は、NPO 法人イデア・スポーツ・コミュニティが行う。

[会員の種別]

第 5 条 クラブの会員は次の 2 種類とする。

- (1) 財団法人日本サッカー協会に選手登録をするクラブ会員
- (2) 前項の財団法人栃木県サッカー協会に選手登録しないスクール会員

[入会]

第 6 条 クラブに入会できる会員は、以下の通りとする。

- (1) 本クラブの目的に賛同し、本規約と規則、方針に従える者。
- (2) サッカーを行うにあたり、適した健康体であること。
- (3) 保護者の同意を得ているもの。
- (4) クラブの入会に必要な書類を提出し、会費を納め、クラブより入会の認められた者。

[会費]

第 7 条 会費は年会費と月会費とする。金額、支払方法、支払期限はクラブが別に定める。ただし、一旦納入した会費はいかなる理由があろうとも返還しない。また、各種大会、遠征またはその他の事由で必要な諸費用については別途支払わなければならない。

[会員の資格の喪失]

第 8 条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

[退会]

第9条 会員は、所定の退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

[除名]

第10条 クラブは、本規約に違反したり、クラブの名誉を損なう言動をし、会員として相応しくないと判断された会員を除名させることができる。

[活動期間]

第11条 クラブの活動期間は、毎年4月1日から翌3月31日までの1年間とする。

[指導内容]

第12条 クラブの指導要領及び細目に基づく個別的・具体的指導法は、クラブの代表、監督・コーチが決定する。

[保険]

第13条 会員は入会時に傷害保険に加入する。補償は保険の適用範囲内とする。加入手続きはクラブが行う。

[負傷時の処置と免責]

第14条 会員が練習中、または試合中に負傷した場合は、クラブで応急処置を施す。ただし、その後の治療、通院、入院等についてクラブは責任を負わない。また、スクールや試合中の諸規則や指導者の指示に従わないことにより起こった事故、盗難等についてクラブは賠償しない。

[休校・閉鎖]

第15条 クラブは、天災、社会情勢の変化、その他の事由によりスクールの継続が困難と判断したされる場合、無条件に休校もしくは閉鎖することができる。ただし、定期的に会員と連絡を取り、再開に向けた準備を怠ってはならない。状況が好転した場合は、随時再開することとする。